

平成30年 5月23日

1. 出席議員

1番	大坪	久美子	14番	吉田	達志
2番	橋本	正敏	15番	寺尾	高良
3番	田中	栄一	16番	栗原	吉平
4番	堤	康幸	17番	樋口	良夫
5番	高橋	信広	18番	三角	真弓
6番	小川	栄一	19番	井本	政弘
7番	石橋	義博	20番	中島	富定
8番	伊井	渡	21番	森	茂生
9番	牛島	孝之	22番	栗山	徹雄
10番	萩尾	洋	23番	井上	賢治
11番	角田	恵一	24番	松崎	辰義
12番	服部	良一	26番	川口	誠二
13番	中島	信二			

2. 欠席議員

25番 樋口 安癸次

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	古賀	安博
事務局参事兼次長	秋山	勲
主 任	服部	敬
書 記	坂本	裕美子

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之						
副	市	長	中園昌秀						
副	市	長	鎌田久義						
教	育	長	橋本吉史						
総	務	部	長	石井稔郎					
企	画	部	長	井手勇一					
市	民	部	長	松尾一秋					
健	康	福	祉	部	長	坂井明子			
建	設	経	済	部	長	松延久良			
教	育	部	長	永溝弘幸					
総	務	課	長	野田勝広					
人	事	課	長	牛島新五					
財	政	課	長	田中和己					
企	画	政	策	課	長	馬場浩義			
税	務	課	長	丸山隆					
人	権	・	同	和	政	策	課	長	山口幸彦
福	祉	課	長	白坂正彦					
健	康	推	進	課	長	橋爪美栄子			
建	設	課	長	山口英二					
商	工	・	企	業	誘	致	課	長	仁賀木大助
学	校	教	育	課	長	原亮一			
黒	木	支	所	長	井上秀樹				
立	花	支	所	長	中島強				
上	陽	支	所	長	井上明				
矢	部	支	所	長	木田博徳				
星	野	支	所	長	江頭弘之				

## 議事日程第1号

平成30年5月23日（水） 開会・開議 午前10時

日 程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明
- 第4 議案審議
  - ・質 疑
  - ・討 論
  - ・採 決

---

### 本日の会議に付した事件

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明
- 第4 議案審議

議案第52号 専決処分について（八女市税条例の一部を改正する条例）

議案第53号 平成30年度八女市住宅新築資金等貸付事業費特別会計補正予算（第1号）

---

### 午前10時 開会

○議長（川口誠二君）

おはようございます。クールビズの取り組みによりまして、上着、ネクタイの着脱は議場内において御自由をお願いをいたします。

お知らせいたします。お手元に説明員名簿、提案理由書及び会期日程（案）を配付いたしておりますので、御了承願います。

樋口安癸次議員から欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第2回八女市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定によりお手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

#### 日程第1 会期の決定

○議長（川口誠二君）

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（川口誠二君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において5番高橋信広議員、21番森茂生議員を指名いたします。

## 日程第3 議案上程・説明

○議長（川口誠二君）

日程第3. 議案の上程を行います。

市長より議案2件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読を省略し、議案第52号から議案第53号まで、計2件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日は、平成30年第2回の八女市議会臨時会を招集いたしましたところ、御参集を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、今臨時会に提案いたします案件は、議案2件でございます。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、議案第52号、八女市税条例の一部を改正する条例の専決処分について、御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係規定の整備を行ったものでございます。

改正の主な内容につきましては、法人市民税に係る延滞金並びに平成30年度の評価がえに伴う固定資産税の負担調整措置の継続及び課税標準の特例措置の拡充等に関する規定の整備でございます。

なお、本改正につきましては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めらるものでございます。

議案第53号 平成30年度八女市住宅新築資金等貸付事業費特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、87,160千円を追加し、総額は89,208千円となります。

補正の内容につきましては、平成29年度の決算が赤字になる見込みでございますので、平成30年度会計から繰り上げ充用をお願いするものでございます。

赤字の理由といたしましては、平成28年度への繰り上げ充用及び貸付償還金の未収入でございます。

以上で全議案の説明を終わります。

議会におかれましては十分御審議をいただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（川口誠二君）**

市長の説明は終わりました。

以上で議案の上程を終わります。

#### 日程第4 議案審議

**○議長（川口誠二君）**

日程第4. 議案審議を行います。

議案第52号 専決処分について（八女市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○21番（森 茂生君）**

まず最初に確認しますが、今回の地方税法改正で、例えば、非課税限度額の100千円引き上げとか、たばこ税の税率の引き上げなども可決されておりますけれども、今回この提案されております専決の中にはそれは含まれているのかいないのか、お尋ねします。

**○税務課長（丸山 隆君）**

お答えをいたします。

今回の専決処分の改正につきましては含まれておりません。

以上でございます。

**○21番（森 茂生君）**

わかりました。

そしたら、二、三お尋ねしますが、説明資料の裏面になりますか、表の下に附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告となっておりますけれども、これを読んでもはっきり言ってさっぱりわかりません。どうなったのかお尋ねします。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えをいたします。

附則第10条の3につきましては、12項について追加をされております。中身につきましては、劇場、それから音楽堂に対してバリアフリー改修をした際に固定資産の特例措置が受けられるものでございます。

以上です。

○21番（森 茂生君）

これは総務省のホームページからとりましたけれども、もちろんそれもありますけれども、新築住宅に係る税額の減額措置を2年間延長するという項目は説明なかったと思いますけれども、それはどうなっていますか。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えをいたします。

今、森議員おっしゃった新築住宅の軽減でございますけれども、新築の住宅を建築された場合について、120平米分が2分の1減額をするという制度でございます。これについては当然2年間の延長ということでございます。

以上です。

○21番（森 茂生君）

これが一番今回の改正で市民にとって影響がある。もしこれができなかつたら、新築住宅を建てれば倍の固定資産税ということになるかと思えます。

そういう意味からいって、これは説明責任、きちっとわかるように私は説明すべきだろうと思えます。これだけは直接影響がありますので、これを読んだ限りではほとんどわかりません。ですから、そういうわかりやすく、市民に直接影響があるのはもう少し明確に説明すべきではなかったのかと思えますけれども、その点についてのお考えをお尋ねします。

○税務課長（丸山 隆君）

それでは、お答えいたします。

附則第11条の2、それから附則第12条のところでも土地の負担調整の軽減等盛り込まれておりますけれども、議員おっしゃるように、そういった部分について、新築の分も含めて説明資料には記載をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○21番（森 茂生君）

それから、もう少しお尋ねしますが、この裏面の表の一番上に「わがまち特例」というのが出てきますけれども、適用対象に次の項目が追加されましたという表現です。追加ということは、以前はどうなっていたのか、お尋ねします。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えをいたします。

「わがまち特例」については、数年前から項目が追加をされてきておりまして、貯水タンク施設の特例等複数ございまして、今回新たに追加をされたものがこの8項目ということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○21番（森 茂生君）

新たに追加されたと言いますが、八女市のホームページにちゃんと水力発電、風力発電、太陽光発電、「わがまち特例」でもう既に載っているんです。これは追加ではなく課税割合が変わったということでしょう、追加じゃないでしょう。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えを申し上げます。

割合が変わった分もございまして、太陽光発電設備、それから風力発電設備については文言が変わっておりまして、特定というものがついてございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

どうもすっきりしませんけれども、そしたら、太陽光に風力は特定というのがついてます。バイオマス、地熱、その他は特定がついていません。例えば、バイオマスで言うなら特定があるのか、それともないのか。下は特定があるということは特定じゃないのもあるんだろうと想像できますけれども、地熱とか火力は特定はないんですか。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えをいたします。

税法上の文言の中で、太陽光と風力につきましては特定という文言がついておりますけれども、このバイオマスであるとか地熱発電につきましては特定の文言はついてございませんでした。

以上です。

○21番（森 茂生君）

税法の中に特定はないということですね。しかし、現実的にはあるわけでしょう。例えば、バイオマスの場合、1万キロワット以上を特定という、1万キロワット以下を通常という、地熱も1万キロワット以上、火力・水力は5,000キロワット以上を特定、このように規定されています。税法に書いていないならそれでいいんですけれども、通常は特定と通常の場合があると私は理解しています。例えば、バイオマス発電を計画されていますけれども、このバイオマス発電の場合、どうなったのが3分の2になったのか、どうなったのが3分の2に

なって、これは負担がふえたのか、安くなったのか、課税割合だけ見ても全くわかりません。結果的にどうなるのか、お尋ねします。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えを申し上げます。

16項のバイオマス発電設備の特例につきましては、課税割合を3分の2ということでお示しをさせていただいております。範囲で申し上げますと、2分の1から6分の5の間で、条例によって市町村で定めてよいということになっております。中身については、廃材チップによる木くず燃料として水を熱してタービンを回して発電するようなものであるという中身でございますけれども、実質的には変更についてはございませんが、この項について新たに追加をされたものでございます。

○21番（森 茂生君）

これは私の間違いですかね、ここにバイオマス発電施設、今までは2分の1課税標準を減額するとなっております。これは八女市のホームページで。もちろんこれは償却資産税です。償却資産に限ってです。今回はどうなるのかさっぱりわからないんですけども、このバイオマス発電については課税割合が3分の2と書いてありますけれども、今までは課税標準を2分の1軽減するというものでした。今度は3分の2軽減するという意味でとっていいんですか。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えを申し上げます。

課税標準の3分の2になるということでございます。したがって、3分の1を軽減ということでございます。

○21番（森 茂生君）

3分の1が軽減される。課税標準を3分の1軽減するという意味ですか。3分の1を課税標準として安くする。ですから、課税標準の3分の2に税金をかけるという理解でよろしいんでしょうか。

○税務課長（丸山 隆君）

おっしゃる通りでございます。

○21番（森 茂生君）

そしたら、国が参酌基準を出しているかと思えます。その幅はどうなっていますか。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えを申し上げます。

先ほど言われておりますバイオマス発電設備で申し上げますと、幅につきましては2分の1から6分の5ということでございます。



以上です。

**○21番（森 茂生君）**

そしたら、ちょうどその6分の5というのがわからなくなるんですけども、なぜこだわるのかと言いますと、現に計画されているわけです。八女市ではこのバイオマス発電は。そして、ほとんどが土地家屋以外、恐らくこの償却資産に該当するだろうと思っています、バイオマス発電の場合。恐らく何億、何十億の課税標準額が出てくるだろうと思います。相当大的な金額だろうと思います。ですから、それを政策的にどうするのかというのが非常に私は重要になってくるかと思っています。よそのまちでは、わざわざ市民にアンケートなりとして周知してどれくらいしたほうがいいのかということまでやっています。当然八女市に計画があるからですよ、ですから、例えば、よそのまちの課税はバイオマス発電のところはどうなっているのか。例えば、林業振興課とすり合わせをして、あるいは企業誘致、そういうところとすり合わせをした上で幾らに減額するのか、課税標準を下げるのか、そういう話し合いが行われたかどうか、まずお尋ねします。

**○税務課長（丸山 隆君）**

お答えを申し上げます。

この課税割合につきましては、近隣市町村等は確認をしておりますけれども、もう一つ、近隣市町で組織されています八女地区税務協議会というのがございます。その中で、この割合については足並みをそろえようということで取り扱いのほうはさせていただいているところでございます。

以上です。

**○21番（森 茂生君）**

そしたら、そのどうも6分の1のほうがびんときませんけれども、最高の引き下げ幅ですか、それとも中くらいですか。できれば、政策的に言うならできる範囲の最高を引き下げるべきだと思うんです、企業誘致という観点から。ですから、その最高に引き下げた場合、幾らになるのかがどうもはっきりしないんですけども。

**○税務課長（丸山 隆君）**

お答えを申し上げます。

先ほどは3分の2を課税標準とするということで申し上げましたけれども、これは地方税法で基準として定めてある割合でございまして、この基準の範囲、2分の1から6分の5と申し上げましたが、最高で下がる場合については2分の1を採用した場合でございまして。半分になりますので2分の1でございまして。

以上です。

**○21番（森 茂生君）**

はい、わかりました。

以上です。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第52号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第53号 平成30年度八女市住宅新築資金等貸付事業費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○24番（松崎辰義君）

何点か質問をさせていただきます。

まず資料ですけれども、滞納状況がついております。34件、25人の方が今滞納をされているとなっておりますけれども、その内容を見ますと、本人死亡というのが22件、一番多いわけですけれども、金額的にも59,252,592円ということで、全体の58.22%となっております。本人死亡が滞納の理由ということですが、これは以前にも申し上げたと思いますけれども、その本人死亡によって普通であれば財産が相続されるわけですから、負の財産として相続される。連帯保証人もおられる。そういう中で、これを引き継ぐ人といいますか、支払いをしなければならぬ人がこの中にいないわけではないでしょう、ここで本人死亡によって支払いをできる人がなくなったというのはあるのでしょうか。

○人権・同和政策課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

本人死亡によりまして相続人、その他関係者の方がなくなったというケースは今までご

ざいませぬ。相続人の方、または連帯保証人の方にその後の債権処理をお願いしているところでございます。

**○24番（松崎辰義君）**

ですから、滞納の原因が結局本人死亡で誰かに移っているわけですから、この本人死亡という部分の滞納の原因というのは、もっと理由としてはほかにあるんじゃないかということとは以前も申し上げました。やっぱりこれをもう少し明らかにしていく必要があるのではないかなと思っているところですので、ぜひその点は検討をお願いしたいと思うところです。

それから、本人死亡で25の方が現在滞納をされて、件数は34件ですけれども25の方が滞納をされているということであれば、15の方が本人死亡ということですから、10の方は生存されていると理解していいですね。

**○人権・同和政策課長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

そのとおりでございます。

**○24番（松崎辰義君）**

本人死亡によって返済が厳しくなるというのはわかるんですけれども、やはり原因についてはもう少し明確にさせていただきたいと思うところです。

もう一つは、昨年度ですけれども、いわゆる償還推進助成事業によりまして5件でしたか、昨年度の3月議会におきまして返済が7,829,689円、この金額は収入状況の不納欠損、29年度のところについている額だろうと思いますが、これによってかなり返済が進んできた。実際に28年度1.79%が5.66%になっているわけですから相当進んできたと思っておりますし、先ほどの本人死亡が非常に多い中で、1つはこういう制度を利用しながら返済をしていくというのは非常に有効な手だてだろうと思っているところです。昨年5件だったと記憶しておりますが、今までにこの制度、いわゆる償還推進助成事業、この制度を使つての返済件数、それから返済額というのはどのようになっているのかをお願いします。

**○人権・同和政策課長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

償還推進助成事業にのせました件数につきましては、これまでに14件で、金額にしまして123,594,112円の不納欠損分を対象事業とさせていただいております。

以上です。

**○24番（松崎辰義君）**

なかなかこの滞納の状況を見ますと、本人死亡のほかに借金過多、それから病気、収入減、生活保護、破産というところがついておりますので、実際には今後も非常に厳しい状況にあるんだろうと思っておりますし、この制度で先ほど言われましたように123,000千円からの返済を

しているわけですから、この制度の活用というのが非常に重要になってくるだろうと思います。

昨年度、そういう中でどういうふうにしてこれだけのことができたのかということでお聞きしましたら、その当時の課長と話をしたら、やはり訪問をして事細かに状況を聞きながら、そういう中でこの制度にいかにものせていくかを考えながらやってきたという答弁でした。ですから、やっぱり一番は訪問をして十分滞納された方々と話し合いをするということが重要かなと思っているところですが、今後、そのことについてはどのようにされていくのか。課長、今度なられたので、課長の方針としてどのようなことを考えてあるのかをお願いします。

**○人権・同和政策課長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、この債権の回収につきましての一番の手だてとしまして、私のほうも家庭訪問等によります債権者の方並びに関係者の方に面談なりの話をさせていただき、その中で対象納付者の方の生活の状況でありますとか、また今後の納付計画についてじっくりお話をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

**○24番（松崎辰義君）**

滞納がそういうことで34件、実際に貸し付け件数から償還完了を見ますと54件が残っているということと、滞納が34件ということは、20件は定期的にきちんと償還をされていると理解してよろしいですか。

**○人権・同和政策課長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

今おっしゃられました20件につきましては、中身としましては、現在償還中の方が2件ございます。それに、これまでお願いしました不納欠損で処理をさせていただいた分が18件ということで、その合計が20件になっております。

以上です。

**○24番（松崎辰義君）**

2件の方は今償還中ということで、きちんと戻されている。それ以外、ですから、ここで言えば、この34件についてどうするかということが一番課題だろうと思っているところです。34件でも1億円からあるわけですから大変な金額だと思っております。それについては先ほど言われましたように、きちんと訪問をしながら、対話をしながらいかに返済をしていただくか。ところがやっぱり、この制度に、先ほど言いました償還推進助成事業に全てのれるわけではないかと思うわけですね。ですから、それについては償還計画というのをきちんとやっぱり幾らかずつでも返してもらうような体制をとることが大事であろうと思っておりま

すけれども、その償還返済計画というものについて、いわゆるそういう制度にのせられない部分、それについてはどのようにお考えなのかをお願いします。

**○人権・同和政策課長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

こちらの償還推進助成事業につきましては、国の制度を利用させていただいております。その中で、その制度にのる部分とのらない部分がありますので、特にのらない部分で主なものとしましては、時効等の成立によりまして債権の放棄がされた場合についての対応になります。ですから、そういう状況を招かぬように、先ほどから御説明しております家庭訪問でお話をさせていただいたり、または、それでも応じない方につきましては県のほうに相談をさせていただきまして、法律相談等も行われております。そういったところでの対応に切りかえざるを得ないような状況になってくかと考えております。

以上でございます。

**○24番（松崎辰義君）**

ぜひ、時効というのも過去何件かありましたけれども、時効になれば一切戻ってきませんので、先ほど言われるように、そうならないようにますますそういった部分での対話というのは大事だろうと思っているところです。

やっぱりこういうことを使いながら、以前からこの問題についてはずっと質問をしてきましたけれども、ここ数年、非常にそういった部分での償還推進助成事業についてのっかって返済という部分が進んできたかと思っております。これが以前の場合、平成4年でしたかね、できたのが。それ以前はなかったわけですからなかなかそういう部分は難しかっただろうと。でも4年にできてなかなかそういう部分もすぐ使えなかったというのは、一定いろいろ聞く中では、その制度のハードルが以前はまだ高かったとかいろんな関係があるかと思いますが、まだまだこのハードルを下げてください必要があるのではないかと。いわゆる返しやすいう方向でやらないと——というのは、こういう制度を国がつくったわけですから、その国の責任という部分について、これは以前からもお願いしておりましたけれども、やっぱり国に対してそういうハードルを下げるような地方からの各いろんなところからそういう声を上げていくことが大事であろうということをお願いもしてきたんですけれど、それについては今後どのようにお考えなのか、をお願いします。

**○人権・同和政策課長（山口幸彦君）**

国、県に対します取り組みにつきましては、市町村が相談する場所が県の、福岡の場合は住宅計画課という部署になりますので、そこが主催しますこちらの事業に対します説明会が年に3回、また、先ほど申し上げました法律相談等の部分が年に2回行われるようになっております。その中で、今、議員がおっしゃるとおりさまざまなハードルが高い部分をいかに

適用しやすいようにしていただくのかという部分の御要望並びに現状をお伝えしながら制度の活用に図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○24番（松崎辰義君）

議案第53号 平成30年度八女市住宅新築資金等貸付事業費特別会計補正予算（第1号）について、反対の立場から討論を行います。

先ほど申し上げましたように、返済については非常に努力をされておるし、今後の計画もそのようにされていることは評価をするところですが、やはり返したものをきちんと返していただく。その中で滞納状況がまだ34件、1億円からのこういう未収金があるのが今の現状です。頑張っただけでいることは非常に評価をしますけれども、今の現状を見る限り賛成ということにはならないと思いますので、そういう立場で反対を表明して討論を終わります。

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

以上で議案の審議を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成30年第2回八女市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 川 口 誠 二

八女市議会議員 高 橋 信 広

八女市議会議員 森 茂 生